

子ども・子育て会議について

令和3年度第3回木更津市子ども・子育て会議

令和3年11月12日

1. 会議の趣旨・目的

- 児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域の子どもや子育て家庭の実情を十分に踏まえ、子ども・子育て支援が適正に実施されるように意見を述べ、また、調査審議すること。

2. 設置根拠

- 子ども・子育て支援法第77条
- 木更津市附属機関設置条例（抜粋）

3. 審議事項

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について意見を述べること
- 木更津市子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること
- 子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）こと
- 木更津市次世代育成支援行動計画の策定・推進について調査審議し、必要な事項を市長に答申・建議すること

☆特定教育・保育施設とは・・・

学校教育に位置づけられている「幼稚園」と児童福祉法に位置づけられている「保育園」、両方の機能を併せ持った「認定こども園」この3つを指しています。

☆特定地域型保育事業とは・・・

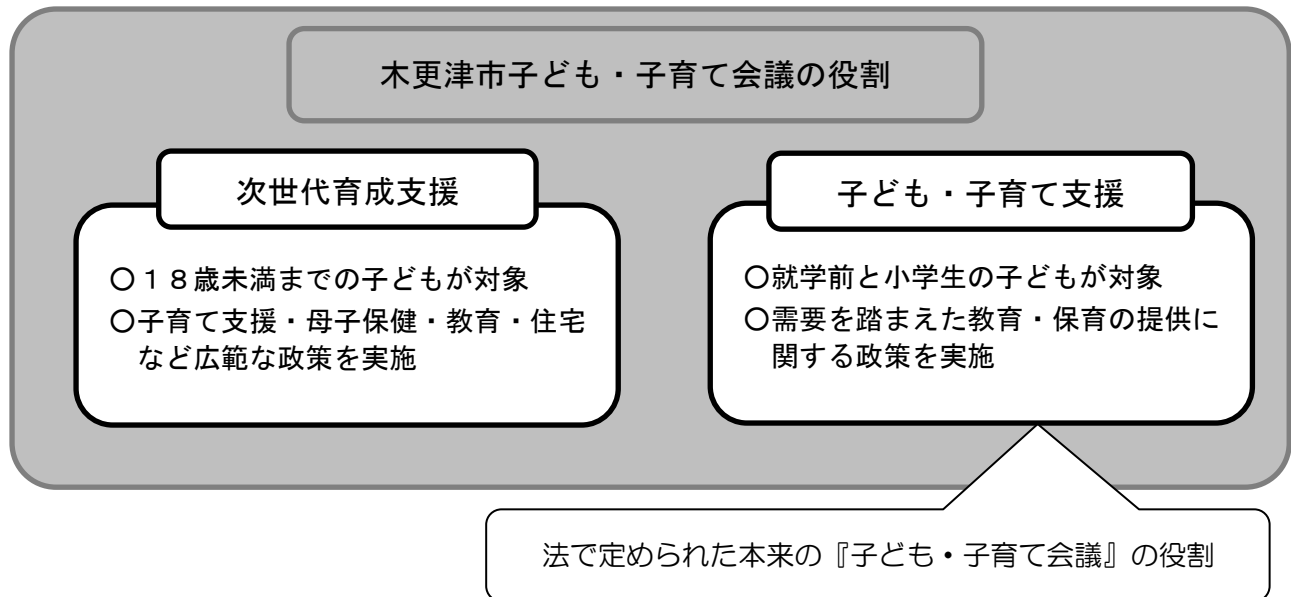
「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4つを指しています。いずれも、2歳以下の子どもを対象とした事業となります。

☆PDCAサイクルとは・・・

P（プラン）D（ドゥ）C（チェック）A（アクション）

ひとつの事業に対して、「計画し、実行し、評価し、見直しをする」ということです。

4. 次世代育成支援と子ども・子育て支援



5. 委員構成

(現委員17名／定員18名以内)

子どもの保護者	保育園代表	1人
	幼稚園代表	1人
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	保育園関係	2人
	幼稚園関係	1人
	子育て支援センター関係	1人
	学童保育関係	1人
学識経験者		1人
関係団体の代表者	教育関係	1人
	商工労働関係	2人
	福祉関係	2人
	保健関係	1人
公募		3人

子ども・子育て支援法第77条

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、**第三十一条第二項**に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、**第四十三条第三項**に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、**第六十一条第七項**に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条

- 3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○附属機関設置条例

昭和34年 9 月28日 条例第28号

改正

平成31年 3 月21日 条例第 9 号

附属機関設置条例

(目的)

第 1 条 この条例は、法令に特別の定めあるものを除き、市長の権限に属する事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

(附属機関の定義)

第 2 条 附属機関とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

(設置及び組織)

第 3 条 本市は、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(委員の任命等)

第 5 条 委員は市長が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 附属機関の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の運営等)

第7条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

(規則への委任)

第8条 別に規則で定めるところにより、附属機関に専門委員及び部会を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

(市長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成31年3月21日条例第9号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第3条)

附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
木更津市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務及び木更津市次世代育成支援行動計画の策定及び推進に関する事項について調査し、及び審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	会長 副会長 委員	1 子どもの保護者 2 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 3 学識経験者 4 関係団体を代表する者 5 公募	18人以内	2年

○附属機関設置規則

昭和34年 9 月28日規則第 8 号

改正

平成31年 3 月28日規則第29号

附属機関設置規則

(目的)

第 1 条 この規則は、附属機関設置条例（昭和34年木更津市条例第28号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(附属機関の庶務)

第 2 条 条例第 8 条第 2 項に規定する附属機関の庶務を処理する機関は、別表のとおりとする。

(市長への委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

別表（第 2 条）

附属機関名	庶務担当機関名
木更津市子ども・子育て会議	健康こども部 子育て支援課